

---

# 2021年度検討方針

---

# IPA 調査内容

- パートナーシップでは従来から各方面で適切な脆弱性対処が行われるように取り組んできている。
- 一昨年には製品開発者向けに最低限実施すべき脆弱性対処をガイドとしてまとめると共に、製品を購入/利用する一般消費者向けに脆弱性対処がなされた製品を選定/利用できることを目的としたガイドを公開した。昨年には、小規模ウェブサイト運営者向けの脆弱性対応のガイドを改訂し公表した。
- しかしながら、昨年度のアンケート調査結果から、IPAが作成・公表している普及啓発資料が活用されていないことが判明しており、脆弱性対策が進展していないという状況があると推察される。
- ついては、今年度は既存の普及啓発資料について、関係団体への協力を求めるにあたり対応の条件等を調査し、普及啓発への協力の依頼を実施することを旨とする。
- また、ウェブサイト運営者の脆弱性情報（セキュリティ情報も含む）等の連絡先となる窓口設置に関する課題を調査し、課題を解消するよう図ることで、より適切な脆弱性情報流通の実現を目指す。

① 普及啓発の促進に関する調査

「普及啓発の促進に関する調査報告書」の作成

② ウェブサイト運営者の窓口設置に関する調査

「窓口設置推奨資料」の作成

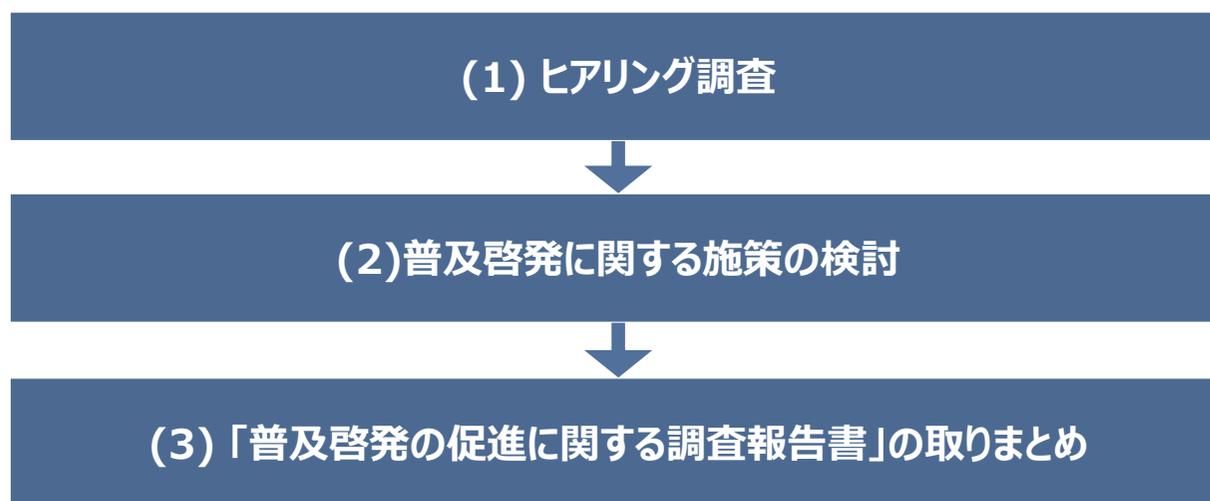
③ Pガイドラインの取扱いに関する検討

Pガイドラインの今後の方向性に関する整理

# IPA 普及啓発の促進に関する調査

- IPAは、製品開発者、ウェブサイト運営者、製品利用者等の様々な主体に対して、脆弱性対策を普及啓発するための資料を作成、公表しており、IPAのウェブサイトやセミナー開催等を通じて普及啓発を図ってきた。しかしながら、昨年度のアンケート調査結果によると、IPAが作成・公表している普及啓発資料を認知していない層が存在し、その層には資料が活用されていないことが判明していることから、脆弱性対策が進展していないという状況があると推察される。

- このため、製品開発者、ウェブサイト運営者、製品利用者について、それらの当事者への情報展開のルートをもつ関係団体に対し、当該関係団体を通じた普及啓発の協力を依頼するため、協力にあたっての前提条件等に関するヒアリング調査を行う。ヒアリング調査では、普及啓発資料の内容や、情報展開にあたっての協力の条件等を確認する。その結果を踏まえ、条件を満たす対応を行ったうえで、実際に協力を依頼する。



- 製品開発者、ウェブサイト運営者、製品利用者それぞれの関係団体が対象（10件以上）

詳細は資料1-5を参照のこと

